

八潮夜市2019出店募集要領

- 1 開催日 令和元年7月26日(金) 16:30~21:00まで
※悪天の場合 27日(土)に順延
- 2 会場 やしお駅前公園内特設会場
- 3 募集小間 飲食料品店枠 20小間
主催者の認める協力団体枠 7小間
- 4 出店資格 ①八潮市内で飲食料品店を営んでいる事業所及び主催者が認める協力団体。
②八潮市観光協会会員であること(会費 5,000 円)
※現在未加入の方は、出店確定と同時に加入して頂きます。また、既に会員の方は、申込開始日当日において会費の未納がないこと。
③八潮市商工会会員であること(加入後6ヶ月以上経過している方)
※会費の未納がないこと。
④出来るだけ八潮市の特産品(小松菜・枝豆など)、地元の食材を扱った食品の販売を希望します。
- 5 出店料 10,000 円 (税込み)
※荒天・天災等により主催者の判断で中止とさせていただく場合もございます。イベントが中止になった場合、出店料の返金は致しません。
- 6 出店品目 飲食料品に限る。提供する食べ物は、衛生上の懸念のないものとし、保健所で「食中毒が発生しやすい品目」とされている、生もの(生魚、生肉、生サラダ、漬物など)は販売できません。
- 7 販売価格 適正価格で、価格に見合った量や質のある物を提供ください。
- 8 出店条件 ①出店は、主催者が適当と認め、かつ保健所の販売許可等が得られる事業者とします。
②イベントの開催時間である、16:30~21:00まで販売してください。
指定時間外の販売は、禁止とします。
③電源は、有りません。各自 発電機、ガスボンベ等で対応願います。
発電機、ガスボンベ等発火の可能性のある器具等を使用する場合は、必ず消火器をテント内に設置してください。
④給水設備は、有りません。調理等に必要の水等は、各自ご用意下さい。
⑤各事業者のゴミは、各自必ず持ち帰り下さい。

9 出店設備・備品

- ① 1 小間(間口 2.7m×奥行 3.6m)とします。
- ② 1 コマ 半テント テーブル1 イス 2 は主催者が用意します。
- ③ その他備品は、出店者が準備ください。

10 出店申込の流れ

- ① 出店を希望する方は、指定の出店参加申込書に必要事項を全て記入し、出店料を添えて主催者に申し込む。
- ② 申込開始日 令和元年6月18日(火)午前9時から
- ③ 申込受付場所 八潮市商工会館 2 階大会議室
- ④ 申込人は、事業所の代表者又は従業員・家族に限ります。代理人は、不可とします。
- ⑤ 申込みは、先着順とし募集小間に達した時点で締め切りいたします。
- ⑥ 出店確定者には、令和元年7月11日(木)午後6時 八潮市商工会館大会議室にて出店者説明会(小間割抽選)を開催します。説明会に出席できない場合は、出店取り消しとなります。
- ⑦ 出店確定者は、保健所に提出する「臨時出店の概要」及び「細菌検査結果(検便)」、火気使用者は消防署に提出する「火気使用の出店内容確認票」を出店者説明会までに事務局へ提出して下さい。

11 お問い合わせ先

(一社)八潮市観光協会 本所

八潮市大瀬一丁目1番地マインループ1階(八潮メセナ・アネックス内)

TEL 951-0323 Fax 951-0626

(一社)八潮市観光協会 支所(八潮市商工会内)

TEL 996-1926 Fax 996-1427

下記の遵守事項を遵守することを誓約し、出店を申込みます。

八潮夜市2019 出店参加申込書(申請書)

(一社)八潮市観光協会 様

令和元年 月 日

住 所			
事業所名			
代表者			
業種【注1】	主要品目		
電話番号	電話	FAX	
担当者名			
	電話	携帯電話	
出 店 品 目【注1】			火気使用
			有 ・ 無
八潮の食材を使っているなど食材等の特徴やPRポイント			

【注1】 貴事業所の業種と異なる製品(商品)の販売はできません。

【遵守事項】

1. 申請者は、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にある者でなく、また、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にある者を従事させないこと。
2. 出店に関し他人に名義を貸しださないこと。
3. 埼玉県暴力団排除条例及び八潮市暴力団排除条例を遵守し、暴力団に利益供与をしないこと。
4. 暴力団を排除するため出店申請書等を関係機関に提供されることに同意すること。
5. 火気を取り扱う場合は、消火器等を備えつけるとともに事故防止に細心の注意を払うこと。
6. イベント終了後、テント内及び調理過程等で発生したゴミを持ち帰ること。
7. 故意又は過失により、主催者や第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において賠償すること。
8. 上記事項に偽りのあった場合は、出店の不許可、出店の取り消し又は出店等の撤去の措置をとられても一切異議申し立てをしないこと。また、いかなる損害があってもその賠償の請求をしないこと。

※観光協会記入欄

観光協会	: <input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入	/	会費	: <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未納
商工会	: <input type="checkbox"/> 加入	<small>(加入後6ヶ月以上経過)</small>	<input type="checkbox"/> 未加入	/	会費	: <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未納